

災害により生じた損失の額に関する明細書の記載要領等

【令和4年4月1日以後開始事業年度分】

1 この明細書は、法人税法（以下「法」といいます。）第58条第1項に規定する災害損失金額若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用に係る損失の額（以下「災害損失金額等」といいます。）が生じた場合で翌事業年度以後に法第58条第1項に規定する欠損金額のうち災害損失金額等に達するまでの金額につき法第57条第1項の規定の適用を受けようとするとき、法第78条若しくは第144条の11の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限ります。）又は法第80条第5項において準用する同条第1項の規定若しくは第144条の13第11項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付の請求をする場合において、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、申告書別表七(一)に添付して提出してください。

また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

2 この明細書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその棚卸資産等の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
- (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（上記1の達するまでの金額につき法第57条第1項の規定の適用を受けようとする場合において大規模な災害の場合その他やむを得ない事情があるときはその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日とし、震災特例法第15条第1項に規定する震災関連原状回復費用にあつては東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日とします。）の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
- (3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。
- (4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。
- (5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」の欄には、当該事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。